

十九番	大野行夫君	二十番	宮沢良一君
二十一番	高波忠君	二十二番	末次性男君
二十三番	岩田博君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

四番 村野武男君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議事	古谷徳男君	議事	市川昭利君
局長	係長	主事	島田幸治君

一 地方自治法第二百二十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

市長	石川常太郎君	助役	篠崎俊夫君
収入役	橋本孝蔵君	教育長	所田倍二君
秘書職員	齊藤多市君	庶務	森田武君
員課長		課長	森田猛君
企画財	上野重勝君	環境保	森田君
政課長		全課長	
経済	生子国利君	福祉争	八木房雄君
課長		務所長	
建設	森田進君	都市計	下野利市君
課長		画課長	

古	石	黒	島
谷	川	田	田
正	和		
夫	夫	登	猛
君	君	君	君

井上久男君

野沢久人君

得又は処分に

191

る
条
例

る
条
例

部を改正する

改正する條例

條例

る
条
例

日程第八

議案第八十七号 福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例
(審査報告)

日程第九

議案第八十八号 昭和五十二年度福生市一般会計補正予算(第二号)

日程第十

議案第八十九号 昭和五十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算
(第一号)
(審査報告)

日程第十一

議案第九十号 昭和五十二年度福生市福生都市計画事業福生土地区画
整理事業会計補正予算(第一号)
(審査報告)

日程第十二

議案第九十一号 昭和五十二年度福生市下水道事業会計補正予算(第一
号)
(審査報告)

日程第十三

議案第九十二号 市道路線の認定について
(審査報告)

日程第十四

議案第九十四号 不況克服に関する意見書

日程第十五

議案第九十五号 暴力的集団示威運動に関する決議

日程第十六

議案第九十六号 福生市立福生第五小学校増築第三期建築工事請負契約

日程第十七

議案第九十七号 福生市立福生第二中学校増築第五期建築工事請負契約

日程第十八

議案第九十八号 仮称福生市中央地区学習等供用施設建築工事請負契約

日程第十九

議案第九十九号 福生市屋外運動場(牛浜球場)整備工事請負契約

日程第二十

議案第一百号 福生市教育委員会委員の任命について

日程第二十一

陳情第四号 私立幼稚園園児保護者への助成に関する陳情書

日程第二十二

閉会中の継続審査申し出について

日程第二十三

特定事件の継続調査について

追加日程第一 議案第一百一号 老齡者医療制度確立に関する意見書
追加日程第二 陳情第五号 老人医療費有料化反対及び制度改善に関する陳情書

午前十時 開会・開議

○議長(岩田 博君)

ただいまから昭和五十二年第三回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長(岩田 博君) この際報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会議務局長報告)

- 一、追加議案の送付について(別添参照)
- 二、議会議事説明員の委任について(別添参照)
- 三、陳情書の受理について(別添参照)

このうち、私立幼稚園園児保護者への助成に関する陳情書は、すでに日程に組んでお手元に御配付してあるとおりですが、もう一件、老人医療費有料化反対及び制度改善に関する陳情書は、本日、議運に諮ってから追加して日程にする予定でございます。

○議長(岩田 博君) 以上で報告は終わりました。

○議長(岩田 博君) 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長塩野鉄之助君登壇)

○議会運営委員長(塩野鉄之助君) 御指名がございましたので、本日の議事運営について、去る九月二十二日開催した議会運営委員会の結果を報告いたします。

第二日目の日程は、第一日目に各委員会に付託された案件のうち、結論づけられた委員会審査報告と、新たに長から提出された工事契約及び人事案件並びに議会側からの意見書、決議、そのほか陳情等で、お手元に御配付してあるとおりの順序でお願いすることで、関連のある議案は一括上程とすることになりました。

議案中、本日新たに提出されました工事請負契約四件は、いずれも早期に着工が望まれ、教育委員の人事案件は、先日の全協にもかけられておりますので、議員提案の二件と合わせてそれぞれ即決方お願いすることにし、陳情第四号は所管の委員会に付託することに意見の一致を見ておりますので、

よろしくお願いいたします。

又、議会側で新たに意見書一件の提出が予定されておりますが、慣例に従い全協に諮ってから提出することになりますので、準備の都合上、日程に入る前に休憩して全協にお願いするよう委員会は了承しておりますので御協力願います。

なお、理事者側から全協の申し出がございましたので、本会議終了後行うことになっておりますので、あらかじめお含みおき願います。

以上でございますが、九月定例会最終日の議事が円滑に進行されますよう各位の御協力をお願い申し上げまして報告といたします。

○議長(岩田 博君) ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

○議長(岩田 博君) これより暫時休憩いたします。

午前十時四分 休憩

午前十時三十分 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中追加案件の取り扱いにつき議会運営委員会で検討されておりますので委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 塩野鉄之助君登壇)

○議会運営委員長(塩野鉄之助君) 御指名をいただきましたので御報告申し上げます。ただいまの休憩中にけさほど局長から報告されました陳情書の取り扱いについて議運を開き協議いたしましたところ、本件は全協で了承していただきました。意見書とともに最後に追加日程としてお願いし、所管の委員会に付託することにいたしました。以上、簡単でございますが、よろしく御協力をお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長(岩田 博君) ただいま委員長から報告がありましたとおり議事を進めさせていただきますので、あらかじめ御了承を願います。

○議長(岩田 博君) これより日程に入ります。

日程第一議案第八十号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(総務委員長 森田治男君登壇)

○総務委員長(森田治男君) 御指名によりまして、ただいま議題となっております議案第八十号について、その審議経過と結果を簡単に報告させていただきます。

なお、議長に対しての報告書はすでに御配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案は、地方自治法施行令第二百二十一条の二に規定されております工事又は製造の請負金額三千万円が九千万円と、約十三年ぶりに改正されたことによる一部改正でありまして、担当課長より説明があった後質疑に入りました。

委員中より、過去における九千万円以上の議決件数と、条例改正をしなかった場合の本年中に提出予定の件数はどうかとの質疑に對しまして、四十八年度では十件中九千万円以上が五件、四十九年度では十三件中九件、五十年では十五件中七件、五十一年度で十件中二件、今年度は三千万円以上が二件で九千万円以上は

ないが、今後の予定としては、この定例会に四件、その後二件から三件程度考えられるとの答弁がなされ、又最近の条文はひらがなが多いが、この条文整理は漢字にしているがどうしてかとの質疑に、最近の法律や当市の条例も漢字の傾向になり統一したものである。

このような質疑応答があり、委員中より、理事者の権限が拡大されると業者との癒着問題が懸念されるので十分注意願ひ、議決額以下の工事についても報告や説明を十分にやっていたきたい。又最近業者も自由に課長席に行ったりしているが気をつけていただきたい。

このような強い意見もあり、さらに本件は政令による改正であり、仮りに条例を改正せずとも本年いばいで法が九千万円となることから考えれば、本議案には賛成である。あるいはこのような大幅引き上げは議会権限の縮小であり、これによって不況克服が促進されるものではない。議員の立場から反対であるとの意見もあり、続いて起立採決いたしましたところ、賛成多数で本案を可決すべきものと決定した次第でございます。当委員会の決定どおり御賛同ありますようお願い申し上げます。上げまして本案についての審査報告とさせていただきます。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従ひ、最初に反対者から発言願ひます。二番 松山 清君。

(二番 松山 清君登壇)

○二番(松山 清君) 議案第八十号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

この条例の一部改正は、地方自治法施行令の一部改正により、議会の議決を要する契約基準を三千万円から九千万円と三倍に引き上げるものであります。当然のこととして、これによりまして議会の権限の縮小になることは申すまでもありません。

例えば、当市の五十一年度の三千万円以上の契約は十件でありましたが、その中で九千万円以上のものは二件しかなかったことを見てもおわかりのことと思います。又現

在の不況の中において、大手の建設業者が小さな工事請負にまで入り込むとしてい
る状況において、全国的に見るならばこの条例改正は大手業者の進出による中小企
業者の締め出しをしていく露払いの役割を果たすものであります。

なお、この条例の一部改正のもとになっております地方自治法は、昭和三十八年度
までは議決を要する契約基準は、政令においても何ら規制がなく、地方自治体
がそれぞれ自主的に条例を定めることができたものを、昭和三十八年度において、
政令に定める基準を市においては三十万円以上に従うこととするように改正し、
ここで議会の権限を大幅に制限いたしました。このことは当時の大幅な高度成長政
策を保証するものであることは明らかであります。このことを見ましても、これ以上
議会の権限の縮小につながる改正は許されないことであると私は考えます。

最後に、今回の地方自治法施行令の一部改正に対して、町村議長会等において
は、議会権能の縮小につながるものできわめて遺憾であるとして反対決議を
していることを申し添えまして、簡単ではありますが、私の反対討論といたしま
す。

○議長(岩田 博君) 次に賛成者 二十二番末次性男君。

(二十二番末次性男君登壇)

○二十二番(末次性男君) 私は議案第八十号に対する賛成討論を行います。

本案は地方自治法施行令の一部を改する政令に基づくものであるが、その内容は
一口に言って理事者の執行権の拡大であり、同時に議会権限の縮小につながるもの
であります。ただ本施行令は昭和三十八年四月に改正されて以来、今回の改正を
するまで九十四年経過しておりますが、この間諸物価並びに人件費の大幅な上昇に
より、各地方自治体における契約同意の案件も多くなっていることは事実でありま
す。政府は公共事業を促進して景気の回復を図るべく、今年四月に政令改正を
閣議決定し今日に及んでいるものであります。われわれ地方議員としては一面概
然としないものがあることは事実であります。しかしながら、本案は議会の決定
のいかんにかかわらず昭和五十三年一月一日より自動的に本案どおり理事者は執行で
きるようになるということであれば、これはもはや時期の問題であるし、又一方、本
案を通すことによりましてすみやかな景気回復の一助になればということの願いもあ
るわけであります。

ただこの際、理事者に要望いたしておきますが、ある地方自治体においては

業者との癒着等きわめて遺憾な事件が発生している事実を思い起こすとき、議会の同意を必要としない契約金額の範囲の拡大は、これら事件が発生させる温床がさらに増大されるという懸念を感じずるものであります。この点、さらに留意されんことを強く要望するとともに、契約金額が三千万円を超え九千万円以下の契約事件に対しては、従来行われている報告事項をさらに具体的にされるよう要望いたします。本案に賛成するものであります。

以上をもって賛成討論といたします。（拍手）

○議長（岩田 博君） 以上で討論を終わります。

これより議案第八十号について起立により採決いたします。

本案については委員会報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岩田 博君） 起立多数であります。よって議案第八十号は委員会報告どおり可決されました。

○議長（岩田 博君） 日程第二議案第八十一号福生市民体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務委員長 森田治男君登壇）

○総務委員長（森田治男君） 議案第八十号につきまして、その審議経過と結果を簡に御報告申し上げます。

なお、議長に対しての報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書朗読省略） 別添参照

体育館の使用料について、従来は入場税法によって入場税を課税された場合、使用料の二倍とされていたものを、入場料の額により百分の五十から百分の二百までの三段階にわけて徴収しようとするものであるとの担当課長の説明があった後質疑に入りしました。

入場料千円以上の場合の率が市民会館と違うのはどうしてか。又この改正による増収はどの程度かとの質疑に対して、市民会館は百分の八十ですが、大ホールのほかに備品類の使用料もある。興行の場合最高三十万円程度となるが、体育